

4 施設基本計画

4. 1 ごみ処理施設整備内容

現環境センターが所在する場所における施設更新整備にあたり、本計画の整備基本方針に基づく最適な整備手法を決定するため、新設更新と基幹的設備改良工事による延命化について比較した結果、経済的な優位性が高い基幹的設備改良工事による延命化を図る。

表 4.1 に基幹的設備改良工事の概要を示す。

表 4.1 基幹的設備改良工事概要

項目	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	マテリアルリサイクル推進施設
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	破碎・選別・圧縮・保管
施設規模	76 t / 日 (38 t / 24h × 2 炉)	32 t / 5 h (うち堆肥化施設：1 t / 日)
基幹改良工 事実施時期	令和 9 年度～令和 12 年度	
工事内容	①溶融設備の運転停止及びそれに伴う改造工事。 ②ごみ焼却設備 の能力回復に伴う工事。 ③老朽化機器を高効率電動機、低消費電力機器等を採用して更新。 ④触媒反応塔から煙突までの煙道の更新。 ⑤ごみ発電設備の追加設置。	

4. 2 ごみ処理施設整備スケジュール

施設整備スケジュール（案）を表 4.2 に示す。

表 4.2 施設整備スケジュール（案）

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
施設整備基本計画の見直し							
循環型社会形成推進地域計画の策定							
長寿命化総合計画の見直し							
事業者選定							
基幹的設備改良工事							

※ PFI 導入可能性調査については、長寿命化総合計画策定時又は、事業者選定時に行う。

4. 3 財政計画の検討

基幹的設備改良工事にあたっては、国の交付金制度を最大限活用するものとする。

令和 6 年 3 月に循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「CO₂交付金」という。）の交付要綱・交付取扱要領が改正された。また、令和 6 年 4 月には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）（以下「CO₂補助金」という。）の令和 6 年度の公募要領が公表された。さらに、令和 3 年 4 月には、廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（以下「基幹改良マニュアル」という。）が改訂されている。

廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事に関する現時点の交付金等制度の概要を表 4.3 に示す。

「CO₂交付金」及び「CO₂補助金」では、CO₂の削減に関わる全ての設備が 1/2 の交付率の対象となるのに対し、循環型社会形成推進交付金では、交付率が 1/3 となるため、「CO₂交付金」または「CO₂補助金」の活用が有利と考えられる。

リサイクル施設の基幹的設備改良工事は「CO₂補助金」の対象外のため、「CO₂交付金」または循環型社会形成推進交付金の適用となるが、交付率 1/2 の「CO₂交付金」に対し、循環型社会形成推進交付金では、交付率が 1/3 となるため、「CO₂交付金」の活用が有利と考えられる。

基幹的設備改良工事に係る循環型社会形成推進交付金及び「CO₂補助金」における財源の内訳の概要を図 4.1 に示す。

表 4.3 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に関する交付金等制度の概要

項 目	一般会計 (循環型社会形成推進交付金)	エネルギー対策特別会計 (二酸化炭素排出抑制対策事業費)	
	交付金 ^{注1)}	CO ₂ 交付金 ^{注2)}	CO ₂ 補助金 ^{注3)}
	交付率 1/3	交付率 1/2	交付率 1/2
1. 地域計画の提出	要	要	要
2. プラスチック使用製品 廃棄物の分別収集及び 再商品化に必要な措置	要	要	要
3. CO ₂ 削減率	3.0%以上	3.0%以上	5.0%以上
4. 災害廃棄物処理体制の 強化に係る事業計画 の策定	注4) 参照	注4) 参照	注4) 参照
5. 基幹改良マニュアルへ の適合	要	要	要
6. 事業実施後の一定期間 の延命化	10 年以上	10 年以上	10 年以上

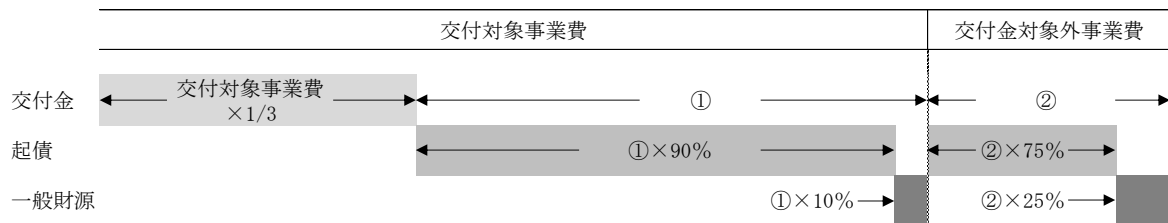
注1) 循環型社会形成推進交付金の交付対象事業のうち、「廃棄物処理施設（ごみ焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設）の基幹的設備改良事業（交付率 1/3）」

注2) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）のうち、「ごみ焼却施設、リサイクルセンター、ストックヤードの基幹的設備の改良に係る事業」

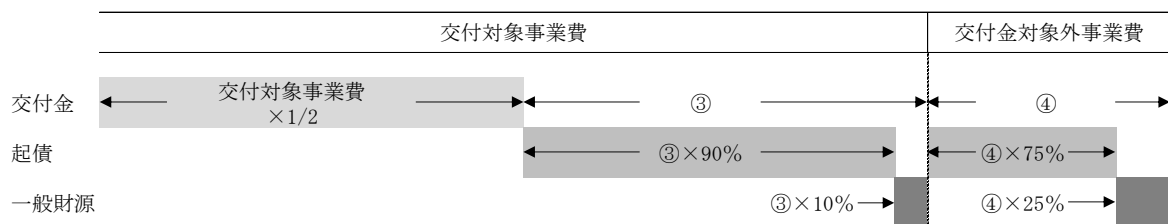
注3) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）のうち、「エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に係る事業」

注4) 地球温暖化対策に係る基幹的設備改良事業と同時に、災害廃棄物処理体制の強化に係る基幹改良事業を実施する場合は、災害廃棄物対策指針を踏まえて、地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物受入れに必要な設備を備えること。

1. 循環型社会形成推進交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）



2. CO₂交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）



3. CO₂補助金（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

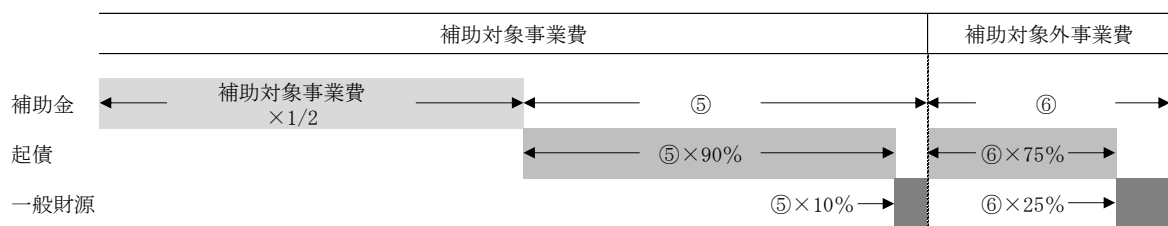


図 4.1 基幹的設備改良工事に係る循環型社会形成推進交付金及び「CO₂交付金」、「CO₂補助金」における財源スキーム